

# 単品スライド条項（工事請負契約約款第25条第5項）の運用要点

## 1. 対象となる「主要な工事材料」

- 「鋼材類」、「燃料油」に分類される各材料
- ・鋼材類：鉄筋、橋梁用厚鋼板、H型鋼など
  - ・燃料油：軽油、ガソリン、重油、混合油

## 2. スライド条項適用の「対象となる工事」

工期の末日が「適用日」の7月15日以降の継続中の工事及び新規契約工事  
実際の搬入時（鋼材類）・購入時（燃料油）における「鋼材類」、「燃料油」ごと、実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算した場合に、当初金額よりも1%以上変動する工事が対象（「鋼材類」、「燃料油」併せた金額ではなく、対象材料ごとに1%以上変動するか判断）  
請負業者から請求があった場合のみ対象

## 3. スライド額の計算に用いる単価

- 鋼材類：現場に搬入された月の実勢価格（物価資料等を基準）
- ・複数回に別けて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均
- 燃料油：購入された月の実勢価格（物価資料等を基準）
- ・複数回に別けて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均
  - ・月ごとの購入数量に不明のものがある場合は、不明なものについては工期中の各月の平均

## 4. スライド額の計算に用いる対象数量

- 設計図書に記載された数量  
一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

## 5. スライド額の計算

$$\begin{aligned} & (\text{鋼材の搬入月の実勢価格計} - \text{鋼材設計価格計}) \\ & + (\text{燃料油の購入月の実勢価格計} - \text{燃料油設計価格計}) \\ & - \text{請負金額の1\%} \end{aligned}$$

スライド額（増額変更）

ただし、実勢価格計より請負業者価格計の方が低い場合は請負業者価格を用いる

	燃料油	変動額1%未満	変動額1%以上
鋼材			
変動額1%未満	対象外		燃料油のみ対象 (燃料油の変動額から請負金額の1%を引いた額が増額)
変動額1%以上	鋼材のみ対象 (鋼材の変動額から請負金額の1%を引いた額が増額)		両方対象 (変動額の合計から請負金額の1%を引いた額が増額)

## 6. 証明書類の提出（必須）

- 請負者は、実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類の提出が必要  
（証明する書類：契約書、注文書、ミルシート（鋼材品質証明書）等）

平成20年10月10日から、全ての主要工事材料（従来は、鋼材類及び燃料油のみ）を適用対象とすることとしました。  
詳細は、検査課又は契約課までお問合せください。

平成 20 年 10 月 10 日適用

## 単品スライド条項の適用対象資材の拡大等に伴う運用について

### 1. 総則

スライド額の算定方法、その他本通知に記載がないものについては、平成 20 年 9 月 10 日付運用通知の「鋼材類」の取扱いに準じるものとする。

( [http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_zaimu/keiyaku/nyusatsu/pdf/slide-tuuchi.pdf](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyaku/nyusatsu/pdf/slide-tuuchi.pdf) )

( 521kbyte )

### 2. 対象材料

対象材料は、工事の請負代金額に大きな影響を及ぼす全ての主要工事材料とする。

材料品目類ごとの増額分が対象工事費の 1%を超える品目のみ対象とする。

品目類の分類は、以下を目安とする。

品目類	材料名等(例)
燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
鋼材類	平成 20 年 9 月 10 日付運用通知のとおり
アスファルト合材	アスファルト合材
生コンクリート	生コンクリート
コンクリート二次製品	ボックスカルバート、ヒューム管、境界ブロックなど
その他	発注者・請負者間の個別協議に基づく

### 3. 請求時期

原則として工期末の 2 ヶ月前まで(ただし、年度末(工期末が 2 月 15 日以降)工事は 12 月 15 日まで)に請求を行う。

工期の末日が、平成 20 年 10 月 10 日以降で平成 20 年 12 月 31 日以前の工事については、鋼材類・燃料油を除く主要工事材料に限り、工期満了前かつ平成 20 年 10 月 31 日まで請求できるものとする。

12 月 15 日以降に契約する場合など の時期に請求が困難なときは、契約締結後、14 日以内に請求できるものとする。

### 4. 公表

単品スライド条項により変更契約を締結した場合は、押印前の変更契約書の写しを 1 冊のファイルに綴り、閲覧に供するものとする(10 月 10 日以前の契約済み工事を含む)。